

○自動車運転代行業の認定の取消し

(第7条第1項)

改正 令和元年12月14日 令和4年3月25日

処分基準

令和4年3月25日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件) ・第4条(認定)
処分基準	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	交通部交通企画課安全係